

政令第三百七十七号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）附則第一条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
水銀による環境の汚染の防止に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年十二月十八日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十年一月一日とする。

内閣総理大臣 安倍晋三

文部科学大臣 馳生厚生労働大臣 塩崎農林水産大臣 森山経済産業大臣 林国土交通大臣 石井環境大臣 麻生太郎

財務大臣 大塚珠啓幹雄裕恭久代

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百七十八号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令
内閣は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項、第十九条、第二十一条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定水銀使用製品）
第一条 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。第二条第一項に規定する特定水銀使用製品（以下単に「特定水銀使用製品」という。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電池（次に掲げるものを除く。）
- イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の二パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）
- ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の二パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）

（法第二十一条第一項の政令で定めるもの）

第三条 法第二十一条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 水銀（水銀以外の物と混合している場合（水銀以外の金属との合金に含まれるものに限る。）は、一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるものであつて、定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。）
- 二 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管一本当たりの水銀の含有量が五ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。）
- 三 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるものであつて、定格消費電力が六十ワット未満のもののうち、三波長形の蛍光体を用いたもの（一個当たりの水銀の含有量が十ミリグラムを超えるものであつて、定格消費電力が四十ワット以下のもののうち、ハロゲン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの）
- 四 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの（一個当たりの水銀の含有量が三・五ミリグラムを超えるものであつて、その長さが五百ミリメートル以下のもの）
- 五 一般照明用の高圧水銀ランプ（超えて千五百ミリメートル以下のもの）
- 六 一個当たりの水銀の含有量が十三ミリグラムを超えるもの（一個当たりの水銀の含有量が千五百ミリメートルを超えるもの）

- 七 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とする物で、人体に対する作用が緩和なもの）
 - 八 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサール）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（法第一条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であつて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）
 - 九 気圧計（電気式のものを除く。）
 - 十 湿度計（電気式のもの及び第十二号イに掲げるガラス製湿度計を部品として用いて製造されるものを除く。）
 - 十一 圧力計（電気式のもの、二百三十度以上の温度で計ることができるダイアフラム式圧力計であつて目量（計量）（計量）施行令（平成五年政令第三百二十九号）第二条第二号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が五メガパスカルを下で計ることができるもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件下で計ることができるもの（以下「計量」）を除く。）
 - 十二 温度計（電気式のもの及びガラス製温度計であつて次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。）
 - 十三 血圧計（電気式のものを除く。）
 - （製造工程）
 - 四 第二条 法第十九条の政令で定める製造工程は、次に掲げる物品の製造工程とする。
 - 一 水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム
 - 二 アセトアルデヒド
 - 三 クロエチレン（別名塩化ビニル）
 - 四 ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド又はカリウムエトキシド
 - 五 ポリウレタン
- （法第二十一条第一項の政令で定めるもの）